

2020年 1月 16日

2020年度予算及び施策に関する

要 望 書

山 口 県 知 事
村 岡 嗣 政 殿

国民民主党山口県総支部連合会
山口県議会 民政会

はじめに

昨年5月、平成という一つの時代が幕を閉じ、令和という新しい時代を迎えました。今夏には、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、開催地のみならず全国各地で大きな盛り上がりを期待されています。

しかしその一方で建設工事などのオリンピック特需はすでに収束に向かっており、昨年秋に実施された消費増税の影響で、個人消費の落ち込みも深刻になりつつあります。そんな中、政府は一般会計総額が過去最大の102兆6,580億円に上る2020年度予算案を閣議決定しました。2年連続で100兆円の大台を突破し、8年連続して前年度予算を上回る結果となりました。国の新たな借金である新規国債発行額は、32兆5,562億円となり、歳入の3割超を借金に頼る状況は変わっておらず、2025年度に黒字化を目指している基礎的財政収支は9兆2,047億円の赤字で、2019年度当初に比べて赤字幅が524億円広がっています。

山口県においても、人口減少などにより歳入が伸び悩む中、社会保障費は増大し、歳出が歳入を上回る構造となっており、2020年度は約300億円の財源不足額が見込まれる大変厳しいものとなっています。

本県では2014年に県の総合指針となる4カ年の「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」、2018年には新たに4カ年の「やまぐち維新プラン」を策定、地方創生を掲げる「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」と合わせ、「活力みなぎる山口県」を目指した取り組みを進めているところであり、来年度の予算編成にあたっては、『挑戦』と『深化』による『やまぐち維新プラン』の更なる推進と「持続可能な行財政基盤の確立に向けた取組の着実な実行」を基本方針として、人口減少問題をはじめ、県政が直面する諸課題に立ち向かうため第2期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」にも即した、新たな視点による施策の構築に積極果敢に挑戦する一とされております。

難しい舵取りではありますが、就任6年目、若き子育て世代の知事におかれましては、しがらみに捉われず、山口県の未来のため、県民が“ワンチーム”となれる力強いリーダーシップを期待し、国民民主党山口県総支部連合会及び県議会民政会として以下の項目の改善・取り組みを要望します。

(財政・一般行政関係)

- 1 平成 30 年度決算は、形式収支、実質収支ともに黒字で、単年度収支を見ても 1 億 4 千万円の黒字でしたが、歳入総額は約 6,608 億円で前年度と比較すると 61 億 4 千万円減収している。歳入総額は、公共事業の減による国庫支出金の減少等の影響を受け、平成 27 年から減少の一途である。全国での大規模自然災害からの復興や消費増税等の影響もあり、令和 2 年度の歳入総額も厳しいと思われることから、身の丈にあった予算編成を行うこと。
- 2 平成 30 年度決算の県債発行額は、約 764 億円で、平成 29 年度決算より約 21 億円減少し、県債残高は平成 29 年度末より約 138 億円減少し、約 1 兆 2,265 億円となっていることから、引き続き県債残高の縮減に努めるとともに、中・長期の視点に立った財政の健全化に努めること。
- 3 財政構造改革を進めている成果として、財政力指数や経常収支比率、将来負担比率など改善してきてはいるが、財政の硬直化は認められる。財政構造改革では公債費の平準化が大きなウエイトを占めており、抜本的な取り組みが求められる。縦割り行政の見直しや公共投資の適正化など、目的志向で仕事を見直し、後戻りや無駄を徹底的に排除する仕事改革に取り組むこと。
- 4 公の施設の見直しに取り組んでいるが、関係する各市町や団体としっかりと協議し、施設を造った時の意義を失うことなく、県民にとって最善となる様に、期限にとらわれずに、慎重に進めること。

(地方創生関係)

- 5 農漁村では人口減少が一層進み、小規模高齢化集落が増加し集落崩壊へと進行する地域が生じていることから、新たな地域再生の取り組みと地域特性を踏まえて進め、住民が安心して暮らせる仕組みをつくること。
- 6 地方が自主性、独自性を発揮できるよう、権限と財源の自立のため「一括交付金制度」を国に要望すること。
- 7 交流人口の増加や観光客誘致の拡大を図るため、高速道路料金の割引制度等の拡大を国に要望すること。
- 8 本県にある 21 の有人離島は著しい人口減少・高齢化の進展など非常に厳しい状況にある。島民の生活を守る為には、有人離島への交流促進が必要不可欠である。平成 25 年度から 10 年間の計画で「山口県離島振興計画」を進めているが、一度現在までの状況をまとめ、島民の方や関係者と今後について見直しを行うこと。

9 近年の投票率低下を受け、中山間地域を主として、期日前投票所の設置や移動投票所の運営など、高齢者が投票しやすい環境造りを行うこと。

(県民生活関係)

10 東南海、南海地震を想定し、万全の防災対策を行うとともに、豪雨や台風による水害・土砂災害に向けた避難訓練や警戒レベルの周知など、住民の安心・安全確保に取り組むこと。

11 地球温暖化の影響で、台風の大型化や集中豪雨災害による被害が全国で毎年の様に繰り返される。治水対策を進めると同時に、避難行動タイムラインの作成を市町とも連携し、各団体や県民に広く進めること。

12 男女共同参画社会実現のため、女性の人生での様々な場面での選択肢を広げ、家庭で、職場で、地域社会で女性の力が発揮されるよう、従来の県民への広報活動や女性のエンパワメント事業等の取組を検証の上、見直しを行い、社会全体に理解が深まるよう、より一層取組を強化すること。

13 平成30年5月23日に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されたが、自治体としての取組が始まっていない県内の現状をふまえ、県民の関心と理解を深めるための啓発、推進のための環境整備および人材の育成等、具体的な事業を計画し、積極的に取り組むこと。

14 性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別をなくし、LGBTへの理解を深めるため、自治体職員、教育関係者、企業等を対象とした研修会を実施するなど、多様な価値観と性的少数者の人権を尊重する山口県を目指すこと。

15 若者の県内定住対策をあらゆる分野で積極的に進め、若者の県外流出に歯止めをかけること。

16 県民生活の向上と安心・安全を図るため、NPOや消費生活協同組合の運営基盤の充実に引き続き取り組むこと。また、高齢者や若年層、障がい者等の被害防止対策を強化するため、消費者教育の推進や消費生活相談機能の充実・強化を図ること。

17 食の安心・安全、信頼確保のために、遺伝子組み換え・アレルギーなど消費者目線の食品表示制度づくりに向け、生産・流通・消費までの総合的な対策を引き続き取り組むこと。また、厚生労働省は、「ゲノム編集技術応用食品」について、開発者が届け出をして情報公表する制度をスタートさせているが、不安が広がらないよ

う、県民への丁寧な情報共有を目指してほしい。

- 18 非核平和山口県宣言に関する議会決議に基づき、非核平和に向けた積極的な取り組みを推進すること。
- 19 米軍再編に伴う岩国基地への米艦載機及び部隊の移転は、基地機能の強化につながるものであり、県議会決議を尊重した対応を行うこと。
また、事故に関する不信感の高まりにしっかりと対応するとともに、夜間離発着訓練「NLP」は生きるもの全てに大きな苦痛と危険を与えるものであり、いかなる「NLP」にも反対すること。
- 20 大韓民国（韓国）、中華人民共和国（中国）をはじめ、中華民国（台湾）、ミャンマー、ベトナムなど、アジア諸国や地域との経済やスポーツ等人的交流等を促進し、平和で友好的なASEAN地域等との連携の推進に努めること。
- 21 1942年に宇部市の長生炭鉱で発生した水没事故の犠牲となった炭鉱労働者183人のうち136人は朝鮮半島出身者であり、遺骨収拾を進めるよう県からも強く国に求めること。さらに、旧長生炭鉱の2本のピーヤ（排気・排水筒）の保存を宇部市とともに進めること。

（環境関係）

- 22 不法投棄対策や海岸漂着ごみ対策等、快適環境の創造に向けて取り組みを強化すること。
- 23 地球温暖化対策として、本県の特性を生かしたバイオマス発電等、再生可能エネルギーの導入を積極的に進め、水素製造技術活用やCO₂排出量削減などに取り組み地元企業への支援を強化すること。なお、環境破壊につながりかねないメガソーラーや風力発電などについては、山口県再生可能エネルギー推進指針の見直しも含め、環境保全を優先する設置基準づくりを県として検討されたい。
- 24 産業廃棄物処理場の建設については、広域的かつ将来的な環境汚染が憂慮される水源流域には許可しないこととし、その他の地域についても地域住民の同意を義務づける等、厳しい審査、制限を設けること。

（福祉・保健医療関係）

- 25 「第3期山口県がん対策推進計画」に基づく、がん検診受診率50パーセント目標を達成するため具体的な取り組みを推進すること。
- 26 高齢者の就業機会の確保と世代間交流の促進、生き甲斐づくりなどのため、情

報提供や在宅及び施設サービスの拡充整備を図る等、総合的な諸施策を積極的に推進すること。

また、介護保険制度が悪用されないよう、事業者への監視と指導を強化すること。

27 高齢者が要介護状態となっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた、県内全体への取組を強化すること。

28 老人保健施設、特別養護老人ホーム、グループホームや宅老所等の介護職員を始め、ホームヘルパーやケアマネージャーなどの賃金を含む労働条件の向上と人員確保対策を進め、雇用の場として位置づけるとともに、施設の整備、充実を図るための取り組みを進めること。

29 「介護予防・日常生活支援総合事業」については、市町の事情を踏まえ人材や受け皿の確保、生活支援サービス等を担う NPO 法人等の参入促進のための支援をすること。

30 医療過疎地域や、産科、小児科の医師確保に努めるとともに、ドクターヘリの夜間運航に向けた検討を行うなど、県民生活の安心・安全確保に努めること。

31 看護師の過酷な勤務実態を調査・把握し、労働条件等の向上を図り、安心して働き続けられる職場環境をつくること。特に、一定規模以上の病院には 24 時間体制の院内保育所の設置を進めること。

32 障がい児・者に対するケアマネジメント体制の確立を図るとともに、重度障害者の実態を把握し、施設の新設、整備と家族支援対策を充実すること。

また、自閉症患者の実態を把握し、患者と家族の支援体制を充実すること。

33 子育て支援のため、延長保育や病児保育、一時（預かり）保育の充実とともに、事業所内保育施設の設置を推進するなど、安心して働ける環境整備に努めること。

34 子どもを安心して産み育てることができるよう、特に多子世帯における経済的負担を軽減するため、一層の支援を拡充すること。また、孤立しがちな現代の育児環境にあって、山口県で必要とされる産後ケアのあり方を議論し、支援策を具体化すること。

35 山口県原爆被爆者団体協議会の役割や被爆者対策事業に対する認識を深め、事業継続に必要な支援を強化するとともに、高齢化する被爆者の保健医療について支援対策を講じること。

36 高齢者の5人に1人が認知症を発症するといわれていることから、地域で認知症患者を支える体制整備が必要であり、認知症への理解の促進、認知症サポート医の役割と機能の充実ならびに認知症家族への支援強化に取り組むこと。

(労働関係)

37 新卒者の県内就職促進と正社員化を目指した総合的な対策を推進すること。

特に、新卒者の県内就職率向上に向け対策を強化するとともに、「同一価値労働同一賃金」の推進や非正規職員を正規職員とする取り組みを更に強化すること。

38 65歳定年制の定着と高齢者の雇用機会の拡大に努めるとともに、「山口しごとセンター」の機能を充実・発展させる事で、働きたい方の社会参加を促進し、これらマンパワーの活用を図ること。

39 障がい者法定雇用率の未達成企業ゼロに向けて努めるとともに、自立のための教育と社会的支援の拡充に努めること。

また、一昨年の4月から精神障がい者も雇用義務の対象となったので、各企業の対応状況も把握し、対応していくこと。

40 職業訓練や能力開発機会が不十分な労働者、特に高齢者、女性、中高年、中小企業労働者及び、中・高校中途退学者、再就職希望者などに対して、職業能力開発機会の拡大を図るとともに、くらしの問題を含めた総合的労働相談に取り組むこと。

41 事業者に対し、各種労働関係法令の理解促進を図るとともに、遵守を求めること。

また、パートを含む女性労働者の地位の向上と労働条件、職場環境の改善を図ること。

(商工関係)

42 中小企業や小規模事業所及び地場産業の育成と振興を図るため、近代化、協業化、及び集積化など基盤整備を強めるとともに、「ものづくり」の技術伝達・伝承を積極的に支援し、併せて、職場環境の改善を行うための経営改善、技能開発に係る支援策等を強化すること。

43 中小企業や小規模事業所が、持続可能で安定した経営基盤を構築できるよう整備された多種多様な支援策などが、真に必要とされる事業者に分かり易く手軽に利用できるものとなるよう努力を重ねること。

44 観光力の向上、年間延べ宿泊者数550万人以上の目標達成に向け、市町と連携

した観光資源や体験型観光、おもてなしの食事、お土産などの開発とPR及び、近隣県と連携した観光ルートづくり等、地域経済の活性化や雇用拡大につながるものとする。

45 若者やUIJターン希望者の県内定住につながる企業誘致に取り組むと同時に、地方でのライフスタイルとして注目される農林水産業との兼業も併せた起業や就業の支援に取り組むこと。

46 世界が注目する「水素社会の実現」を目指して、水素の利活用の拡大などに向けて、新たに必要とされる技術や製品の研究・開発への支援に、県内中小企業も含めて取り組むこと。

47 外国人観光客の誘客に向け、海外への情報発信の強化、クルーズ船誘致、国際定期便の拡充、国内第3のゲートウェイである福岡県からの観光ルートづくり、2020東京オリンピック・パラリンピック等を契機とした誘客に積極的に取り組むこと。

48 サイクルスポーツに適した本県の環境を活かし、県外、外国人のサイクルスポーツ交流人口拡大を図るため、「サイクル県やまぐち」の推進に積極的に取り組むこと。

49 高校生の県内就職、特に素晴らしい技術等を持つ地元中小企業への就職向上に向け、地域における産業界と学校・保護者との持続的な連携体制づくりを引続き強化していくこと。

(農林水産関係)

50 安心・安全な食料の確保と、食料の自給率向上・食料安全保障確保の観点から、世界では標準ともなっている生産農家に対する戸別所得補償制度の導入に努めること。

併せて、県内消費を拡大するため、「地産・地消」を基本とした山口県農業を推進すること。

51 農業・農村の多面的かつ公的機能を重視し、家族農業・小規模農家が継続して地域環境を維持することが可能となるよう、対策を講じること。

併せて、農業法人化の更なる推進などによる耕作放棄地の解消に努めるとともに、山口県農業の再編及び活性化策を推進すること。

52 林業は、木材生産のみならず環境保全、雇用創出、人的交流の観点から捉え、主伐と同時に造林をセットとして取り組み、持続可能な森林管理を流域一体とな

って取り組みを強化すること。

53 漁業の振興のため栽培漁業や海洋牧場等、つくり、育てる漁業、市場開拓等を強力に進め、漁業の「地産・地消」を図り、漁業後継者づくりの強化と漁業者の所得向上に努めること。

54 「農林業の知と技の拠点」形成を着実に進め、農林業従事者の新規確保と新技術の開発やスマート農業に向けた実用的な研究・実証に取り組むこと。併せて、農業の規模拡大による省力化に努め、担い手の確保の対策を強化すること。

55 農林水産業再生のため、6次産業化への展開は極めて有効であり、成長産業化を図ることで雇用の拡大に繋がり、人口定住や地域の活性化に大きく寄与すると思われる。

よって、市町や関係団体のほか、地域で頑張っている個人やグループにも目を向けた、新たな事業活動の開拓に取り組むとともに、海外輸出等の促進を図り、農業従事者の所得向上を図ること。

56 農商工連携を促進し、加工業者への地元農産物の積極的活用、及び、新規商品開発等に積極的に取り組むこと。

57 都市と農村の交流を促進し、都市に住む人たちが1次産業への理解を深める、農業体験やグリーンツーリズムの普及に取り組むこと。

(教育関係)

58 高校生県議会が開催されているが、この活動を各学校で有効に活用し、政治や県の政策立案に興味を持つよう環境づくりを行うこと。

59 各種選挙の投票率の低下を重く受け止め、小・中・高校における教育を工夫し、意識の高揚を図ること。特に高校卒業後の選挙へ行くことの重要性やルールを教えること。

60 朝鮮学校の公開授業への参観を行い、授業実態を検証するとともに、平成25年度から見送られている朝鮮学校への補助金を復活させること。また、朝鮮学校が、改正された子ども・子育て支援法に基づく「幼保無償化」の対象外とされていることについて、国が各地域固有の様々な歴史的な経緯をふまえた検討をされているが、当面の救済措置として、県において無償化支援の対象に含めることを検討すること。

- 61 教育職員及び学校職員の時間外業務（時間外労働）の縮減など、職場環境の改善を行い教育職員及び学校職員の労働条件の向上を図ること。
- 62 現在、第2期高校将来構想において、県立高校の望ましい学校規模を、1学級当たり生徒数を40人として、1学年4～8学級とされ、3学級以下の小規模校は再編統合を進め、望ましい学校規模の確保を目指すとしている。
県立高校の再編統合に当たっては、学校の規模のみならず、小さくても「きらりと光る」人材が輩出できるよう、特色ある学校づくりの観点から、質を重視する様にする事。
また、再編統合を進めるに当たっては、地域やOB等幅広く関係者の理解を得る努力をすること。
- 63 認知件数が大幅に増加した「いじめ問題」に加え「いじり問題」に対処すべく学校・家庭・地域・関係諸機関と連携し、未然防止と重大事態発生時の対処等について、有効な対策を講じること。
- 64 学校図書館を活用した学習指導を推進し、生徒の主体的な学びを支援するため、学校司書の配置及び高等学校への新聞配備を含めた第五次「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づき、専任、専門、正規の学校司書配置を計画的に進め、学校図書館整備充実のための予算化を明確にすること。
- 65 基礎学力の向上を図り、低学年の児童生徒の学力底上げにつながる教育体制を整えること。そのため、30人以下学級を推進・拡大し、OB教員の活用等による教員の複数配置を進めるとともに、教員の資質向上、家庭との連携強化を図ること。
また、全国学力テストの実施と学力向上の取り組みは、別問題であるとの認識に立つこと。
- 66 小・中学校の統廃合は、地域社会の崩壊を招くおそれもあることから、保護者をはじめ地域住民の理解を得て行うこと。
- 67 世界文化遺産に登録された「和食文化」の伝承にも考慮した食育を進めること。
また、地元産食材の積極的な利用による伝統料理メニューやスローフードの考え方を取り入れること。
- 68 地域のスポーツ、サークル活動の活性化を図るため、学校や企業のスポーツ振興支援やスポーツ施設などの地域解放とスポーツ施設の整備を積極的に進めること。
また、競技力向上や年齢、体力に応じた生涯スポーツの振興のため、統合型地

域スポーツクラブなどの育成、振興を図ること。

69 スポーツによる地域活性化や子供の夢を繋ぐため、国際大会のキャンプ地誘致に成功した地元市町と連携し、その成果を出すことに積極的に取り組むこと。

70 県のスポーツ振興に向け、県内唯一のプロサッカーチームである「レノファ山口」の活動支援をするとともに、相互で子ども達へスポーツを通じた人材育成を推進すること。

71 高校生の県内就職を促進する観点から、義務教育段階からの職業教育を推進するとともに、県立高等学校の専門学科設置や定員については、県内企業の意見も参考に長期的視点で決定すること。

また、企業等との連携で、地元企業ニーズにマッチした授業・教材の見直し、ものづくり教室開催など、産学連携教育を強力に進めること。

72 県立高校のグラウンドは、多くのスポーツ団体や愛好者の利用も多く、また、競技力向上の拠点施設として、地元小中学校や高校、社会人選手の競技レベルの向上の面からも不可欠な施設となっている。

県立高校の陸上競技場、特に公認陸上競技場は、引き続き公認競技場となるよう施設整備に取り組むこと。

73 周防大島高等学校福祉専攻科が、平成 28 年に開設以来大幅に定員に達していない。今後、介護人材不足も見込まれる為、県内外に周知されるよう PR に努めること。また、E P A（経済連携協定）で介護福祉士の養成を行っているインドネシア、フィリピン、ベトナムからの留学生の受け入れについても研究すること。

74 3 方を海に開かれた本県として、将来を担う専門技術を必要とする漁業者や航海士、機関士等の育成・確保は重要であり、そうしたスペシャリストを育成する県内唯一の県立高校である大津緑洋高校の生徒の確保や施設の維持を行うこと。また、本県と長崎県、福岡県の 3 県で保有する共同運航実習船「海友丸」は竣工から 10 年を迎え、その補修・メンテに適切な処置を講じること。

75 令和 2 年度から小学校を皮切りに、プログラミング教育が順次開始される。市町教委とも連携して、系統性を持った教育を進めること。また、学校の I C T 環境の整備促進にも市町教委とも連携して取り組むこと。

（土木・交通関係）

76 生活路線となっているバス、鉄道などの交通手段の維持、継続を図るとともに、中山間地域については通学時間にも配慮した、移動手段を確保すること。

さらに、中山間地域の定住対策として、買い物や通院などの日常生活を支える生活基盤整備にも取り組むこと。

77 国は一昨年(2020年)の7月豪雨災害の課題等を踏まえて「国土強靱化基本計画」を一昨年(2019年)12月に改正したところであり、県としても国計画の改正を受けて「山口県国土強靱化地域計画」の改正を急がれ、実行されたい。

78 高齢者や障害者、子ども達に優しい整備を進めること。特に、平成24年度に行われた通学路の緊急合同点検において、対策が必要とされた箇所については、子ども達だけではなく、地域や保護者等と情報を共有し、関係機関が連携し安全対策に万全を期すこと。

79 「産業力、観光力の増強」のためには、貨物輸送網と物流拠点である港湾及び空港などの交通拠点へのアクセス性の向上を図る必要があり、交通渋滞への適切な対策ならびに山陰道全線の建設促進や周南道路の早期事業化など道路ネットワークの整備を加速化すること。

特に一昨年(2020年)の西日本豪雨により、光・下松間のJRが長期運休となり、幹線道路が大渋滞となったことから、光・下松間の新たな道路の建設に取り組まされたい。

80 国際バルク戦略港については、育成プログラムに沿った整備を着実に推進するとともに、大型船舶の入港に対応できる航路・泊地等の国事業での整備や地方負担の軽減、さらに、とん税の減免や規制緩和等を引き続き国に求めていくこと。

81 老朽化の進んでいる道路、橋梁、トンネル等について、維持管理、補修の強化を行い、長寿命化対策を急ぐこと。また、山口県橋梁長寿命化修繕計画と同様、その他の公共インフラについての現状及び対策の進捗状況についても開示し、県民の安心安全対策に万全を期すこと。

82 県有の道路、河川、土地等について、地域住民による草刈りなどの環境整備が高齢化や人口減少により困難になっている地域については、県事業により行うこと。

83 コンパクトなまちづくりを進めるため、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を作成する市町への支援を強化し、全県的なコンパクトシティ化に取り組むこと。

84 地震による建物等の倒壊被害から県民を守るため、民間の防災拠点施設や公共性の高い建築物などの耐震改修が進むように支援を強化されたい。

85 先進安全自動車の普及に伴い、機能を有効に活用するには、道路の規制線や標識の維持管理が重要である。機能が有効に働くよう維持管理を行っていくこと。

(警察関係)

86 県民生活の安心・安全は、地域住民の協働が重要であり、そのための組織づくりや活動などに対し、当該自治体と連携し支援を行うこと。

87 刑法犯の認知件数が減少するなど県内の治安は改善されているが、一方で女性や高齢者を対象とした犯罪が増えており、県民の体感治安は必ずしも良くなっているとはいえない。警察官の増員やOBの活用により、空き交番の解消を図るとともにパトロールも強化し、犯罪の未然防止を強化すること。

特に赤色灯を点けたパトカーでの警ら活動は、未然防止に効果があると考えられ、これを定着させること。

88 高齢者の交通事故が増加しており、今後も高齢化が進むことから福祉関係部署や家庭・地域と連携し、高齢者の交通事故防止対策を強化すること。

一方で高齢歩行者や運転者に対する思いやりをもった対応をするように現役運転者への注意喚起を免許更新時にするなど配慮すること。

89 振り込め詐欺等特殊詐欺の被害が高齢者を中心に増加していることから、金融機関、スーパー、コンビニ、郵便局、宅配業者などとの連携を深めた水際対策、特に単身高齢世帯の方への被害防止対策の推進と犯人検挙に全力を尽くすこと。

90 交番は、地域住民の安心・安全の拠点であり、治安の要となっている。今後、駐在所、交番及び幹部交番の再編整備にあたっては、治安の悪化を招かないよう機能強化を図ること。

91 防犯カメラの有効性は警察庁も認め有効な副資材としている。民間や住民と協働しその設置の推進とそしてそれを規制するガイドライン作りなどを行うこと。

92 飲酒運転は、歩行者や他車等を巻き込み、悲惨な事態を招きかねないとても悪質な違反である。全国的にも飲酒運転撲滅の機運は高まってはいるが、山口県において以前は年間900件近くあった検挙数も半減したが、ここ数年は下げ止まりであり、さらなる効果的な撲滅活動の展開を行うこと。